

平成28年度 第17回庁議要旨

日時：平成28年12月6日（火）

午前9時～午前9時45分

会場：庁議室

[報告事項]

1 平成28年人事院勧告に伴う給与改定等について（総務部）

平成28年8月8日に人事院が国会及び内閣に対し、民間給与との較差（0.17%）を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点配分を置きながら俸給表の水準引上げとボーナスの引上げ（0.1月分）を勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分するとし、月例給、ボーナスともに俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しに係る勧告をした。

地方公務員法の給与決定原則に基づいて、国家公務員の給与に準拠するものであることから、本市職員の給与についても必要な改正を行うものである。

(1) 主な内容

① 一般職等に係る改正（平成28年4月1日遡及適用分：人事院勧告）

ア 給料表の改定〈石巻市職員の給与に関する条例〉

行政職給料表の平均0.2%の引上げ。医療職及び幼稚園職給料表は行政職給料表との均衡を基本に所要の改定。再任用職員については、400円の引上げ。

※特定任期付職員については、1～2級のみ1,000円の引上げ。〈石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例〉

イ 初任給調整手当〈石巻市職員の給与に関する条例〉

医療職給料表の改定に伴い、医師への支給月額限度を413,800円に引上げ。（+500円）

ウ ボーナスの改定〈石巻市職員の給与に関する条例〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ、勤務実績に応じた給与推進のため、0.1月を勤勉手当に配分。（期末勤勉手当年4.2月から4.3月へ）

併せて、再任用職員の勤勉手当も0.05月引上げ。（年2.2月から2.25月へ）

なお、特定任期付職員の期末手当も0.1月引上げ。（年3.15月から3.25月へ）〈石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例〉

② 特別職等に係る改正（平成28年4月1日適用分）

ア 市長、副市長、教育長の期末手当も0.1月引上げ。（年3.15月から3.25月へ）〈石巻市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例〉

イ 市議会議員も特別職と同様に引上げ。〈石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例〉

③ 扶養手当の改正（平成29年4月1日施行：人事院勧告）〈石巻市職員の給与に関する条例〉

（単位：円）

区 分		現在（H28）	平成29年度	平成30年度	H31年度以降
配偶者	行俸給表(1) 7級以下	13,000	10,000	6,500	6,500
	行俸給表(1) 8級	13,000	10,000	6,500	3,500
子		6,500	8,000	10,000	10,000
子（配偶者なし）1人目		11,000	10,000	10,000	10,000
父母等	行俸給表(1) 7級以下	6,500	6,500	6,500	6,500
	行俸給表(1) 8級	6,500	6,500	6,500	3,500
父母等（配偶者なし）1人目		11,000	9,000	6,500	6,500

④ その他の改正

ア その他文言の整備等

〈給料表改定・モデルケース〉

（単位：円）

区分	号給（モデル）	現給料	改正給料	改定額	改定率
部 長 級	8級26号給	454,600	455,000	400	0.1%
次 長 級	7級34号給	427,400	427,800	400	0.1%
課 長 級	6級54号給	400,500	400,900	400	0.1%
課長補佐級	5級63号給	381,100	381,500	400	0.1%
主 幹 級	4級46号給	348,400	348,800	400	0.1%
主 査 級	3級49号給	306,900	307,300	400	0.1%
主任主事級	2級4号給	195,600	197,100	1,500	0.8%
主 事 級	1級5号給	144,600	146,100	1,500	1.0%
労 務 職	4級48号給	295,700	296,100	400	0.1%

〈賞与・12月期総支給額〉

（単位：円）

区分	改正前	改正後	改定差額	備 考
市 長	1,811,250	1,926,250	115,000	
副市長	1,468,924	1,562,189	93,265	
教育長	1,276,931	1,358,006	81,075	
議 員	804,195	855,255	51,060	
一般職平均	796,858	836,196	39,338	※44歳・大卒

〈一般職の平均的（44歳）な支給額の差額〉

（単位：円）

給料差額	賞与差額	差額支給額	備 考
3,600	39,000	42,600	※差額支給額より所得税他が控除されます。

(2) 今後の予定

平成28年12月 市議会第4回定例会に「石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を提案

2 平成28年人事院勧告に伴う休暇制度の改定について（総務部）

平成28年8月8日に人事院が国会及び内閣に対し、少子高齢化の進展に伴い、公務において、適正な公務運営を確保しつつ、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進める必要から、勤務時間及び休暇等に関する法律等の改正についての勧告が行われた。

地方公務員法の勤務時間その他の勤務条件決定原則に基づいて、国家公務員の勤務時間及び休暇等制度に準拠するものであることから、本市職員の休暇制度等についても必要な改正を行うものである。

(1) 主な内容

① 育児休業及び介護休暇の対象拡大

- ・育児休業及び介護休暇の対象として職員が養育する子の範囲について、現在は職員と法律上の親子関係がある子に限られているが、その他、民法の規定による特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う者及び児童福祉法の規定により、里親である職員に委託されている児童で、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者（平成29年4月1日以降は、児童福祉法の規定により養子縁組里親である職員に委託されている児童。）その他これらに準ずるものとして規則で定めるものとする。

② 介護休暇を請求できる期間の分割

介護休暇を請求できる期間はこれまで、要介護者各々の当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内とされていたが、改正により、一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において取得可能とする。（無給休暇）

③ 介護時間休暇の新設

介護時間休暇は、要介護者各々の当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3年の期間内において1日2時間を越えない範囲内で取得可能とする。（無給休暇）

(2) 今後の予定

平成28年12月 市議会第4回定例会に「石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を提案（平成29年1月1日施行予定）

3 平成29年度石巻市総合防災訓練の実施日について（総務部）

総合防災訓練を実施することにより、災害発生時の初期行動、避難行動の習熟を図り、併せて、地域と学校の連携強化、地域における共助意識の向上を図ることを目的としているが、これまでの総合防災訓練に関するアンケート結果や学校、町内会(区)長からの意見として、他のイベントと重複しないようにすべきとの意見が多く、参加者を減少させる要因となっており、地域全体としての防災意識の向上を図る上でも弊害となっている。

早期に訓練日を決定・周知することで、行事日程の調整作業に配慮し、他のイベントとの重複を避け参加しやすい環境を整えるとともに、「津波防災の日」及び「世界津波の日」である11月5日を来年度の訓練日とし、それ以降も11月第一日曜日に訓練実施を固定化することで、防災意識の一層の向上を図る。

(1) 主な内容

① 実施日：平成29年11月5日（日）

② 実施場所：市内全域

※訓練の時間や内容など、実施要領については、今後、関係機関等と調整を図り決定する。

※平成30年度以降については、11月第一日曜日に実施する。

※平成28年度石巻市総合防災訓練の実施（10月23日）について

・参加人数（確定値） 18,354人、参加率 12.4%

（前年度（確定値） 15,425人、参加率 10.4%）

・昨年度より参加者は増えたものの、防災意識の向上のため、今後も継続した訓練実施と更なる参加者増加を図る必要がある。

(2) 今後の予定

平成29年1月 学校長、町内会(区)長に対し、訓練実施日通知、協力要請

平成29年2月 市報、ホームページ、石巻市防災シンポジウム開催チラシに掲載

平成29年3月 関係機関等に対し、参加協力要請

4 予防接種における事故災害補償金額の引上げについて（健康部）

平成28年4月1日に予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令が施行され、物価上昇を勘案したことによって、予防接種健康被害給付制度の給付額が引き上げとなった。

このことに伴い、全国市長会「予防接種事故賠償補償保険」の保険金額の一部が予防接種法施行令の一部を改正する政令における引き上げ額に見合った額に改正された。

石巻市予防接種事故災害補償規則で定める補償額を全国市長会「予防接種事故賠償補償保険」で定める保険金額と同額に改正する。

(1) 主な内容

・予防接種における事故災害補償金額を以下のとおり変更する。 (単位：円)

		現行	改正後
ア	死亡補償金	42,200,000円	43,400,000円
イ	障害の場合	(ア) 1級	42,200,000円
		(イ) 2級	28,098,000円
		(ウ) 3級	21,451,000円
			22,062,000円

(2) 今後の予定

なし

5 石巻市立学校施設災害復旧整備計画（変更計画）【河北地区（大川小学校）】について （教育委員会）

東日本大震災で大きな津波被害を受けた小・中学校14施設について、「石巻市立学校施設災害復旧整備計画」により、「大川小学校は移転新築を行うこととし、地域の復興状況を見極めながら移転用地を選定する。」とし、復旧に向け準備を進めてきた。

しかし、同計画策定後に、大川地区の集団移転先が変更となり、学級数・児童数についても、計画策定時の推計より大幅に下回っており、状況が大きく変わってきているため、大川小学校の保護者や地域住民等へのアンケート調査結果及び今後の学級数や児童数の推計を基に、適正規模の観点から、変更計画案を作成した。

東日本大震災で被災した大川小学校の教育環境の正常化を図る。

(1) 主な内容

・整備計画変更内容

【変更前】「大川小学校は移転新築を行うこととし、地域の復興状況を見極めながら移転用地を選定する。」

【変更後】「平成30年4月に大川小学校を二俣小学校に統合し、現在の二俣小学校校舎を使用する。」

(2) 今後の予定

平成28年12月 保護者及び地域住民等に対する大川小学校と二俣小学校の統合と大川小学校の閉校についての周知

平成29年 2月 市議会第1回定例会に石巻市立学校設置条例の一部改正と統合に伴う関連経費の予算計上
石巻市教育委員会の組織等に関する規則の改正
石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の改正
県へ大川小学校の廃止届を提出

[その他]

なし

以 上